

平成 23 年度 第 3 回 沖縄県環境審議会における委員意見等の概要

項 目	第 3 回の審議会における意見等	事務局の説明
答申案附帯意見について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯意見 1 について、現在の条例の対象事業は火力発電所と水力発電所であるが、今回追加する風力発電については、風力発電施設となっている。所と施設の違いは何か。 ・ 附帯意見 1 (1)ウについて、パブリックコメントの実施期間はどの程度とするのか。 ・ 附帯意見 1 (1)エについて、新たな風力発電施設を既存の風力発電施設に隣接して設置する場合の取扱いを条例ではなく技術指針で定める理由は何か。 ・ 附帯意見 1 (1)オについて、「海域において設置しようとする風力発電施設についても、対象事業とすることを検討すること。」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・ 附帯意見 1 (2)に「条例の対象事業については、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは誰が提案してどういう手順で見直しを行うのか。 ・ 骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 	<p>「所」は面的なものとしてイメージしています。一方、「施設」は「所」に比べ小さい構造物といったものをイメージしています。</p> <p>パブリックコメントを実施することになった場合は、今回の条例改正の骨子案についてのパブリックコメントと同様に 1 ヶ月程度の実施を考えています。</p> <p>既存の風力発電施設に隣接して新たに風力発電施設を設置する場合については、環境影響評価の個別具体的な手法等に関する事なので、技術指針で定めることとしています。</p> <p>条例の対象事業は「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業」といった主に陸域での改変を対象としていることから「海域において設置しようとする風力発電施設についても、対象事業とすることを検討すること。」という形にしました。</p> <p>条例の対象事業の見直しについては、条例の施行状況や世の中における環境状況の変化、社会状況の変化、環境問題の動向等によって対象事業に追加すべき事業が出てくる可能性があると思うので、これらの状況を踏まえながら県の方で検討していくという形になると思います。</p> <p>「所」と「施設」は規模の観点から使い分けていますが、法施行令などを再度確認して、施行規則の改正に当たっては統一します。</p>
骨子案について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子案 3 (5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の 60 日から 90 日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 	<p>他自治体の条例では法と同様に 90 日が多いです。方法書の内容が条例制定時の想定よりも専門的で容量が多くなっているということや、条例と法の両方の対象となる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。</p>
風力発電施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の審議会委員意見に対する事務局の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 	<p>事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。</p> <p>今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくこととなります。</p>
配慮書手続について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査前の計画の段階なのか。 	<p>事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の配置、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実施していただくことを考えていることから、設置場所が確定してからではなく、候補地の段階で配慮書</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書手続における説明会について、事業を計画する段階で住民等への説明会を実施するのか、それとも発電可能という裏付けができた段階で説明会を実施するのか。 ・配慮書手続から方法書手続に移行する期間はどの程度を想定しているのか。 ・配慮書手続から方法書手続へ移行する間にある公表については、ほぼ1案に決まった計画案が公表されるということになるのか。 ・方法書以降の手続においては電子縦覧が新たに規定されるようだが、配慮書の公表はどのような方法で行うことになるのか。 ・配慮書の公表、説明会の開催により様々な意見が出てくると思う。その際、どこまで従わないといけないかということは技術指針で具体的に示すということになるのか。 	<p>手続を行っていただくことになります。</p> <p>事業の計画段階に配慮書手続において設定した複数案の各候補地について、地域住民等へ説明会を開催していただくことを考えています。</p> <p>自然環境の状況など個々の状況によって期間は異なってくると考えます。</p> <p>配慮書手続における2度目の公表の段階では、複数案から選定した1つの事業計画案が公表されることを想定しています。</p> <p>配慮書の公表の方法等については、条例施行規則や技術指針で定めることとしています。その際、配慮書の電子縦覧についても導入を検討することとしています。</p> <p>アセス手続は許認可手続ではないので、それぞれの意見にどの程度対応するかといったことについては規定していません。アセス制度の趣旨は、環境保全に対する事業者の自発的努力がより質の高いものとなることを目指しており、事業者においては意見に適切に対応していただく必要があると考えています。</p>
<p>沖縄県環境影響評価技術指針について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県環境影響評価条例と沖縄県環境影響評価技術指針の違いは何か。 	<p>条例は、アセス制度の手続について規定しており、技術指針は、環境影響評価を実施するに当たっての個別具体的な手法を定めています。</p>
<p>沖縄県環境影響評価審査会について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書に対する知事意見の形成に当たっては、専門家から意見を聴取することだが、方法書等に対する知事意見の形成に当たっては、そのような手続はないのか。 ・方法書等に対して沖縄県環境影響評価審査会が答申することになっているが、審査会はどのような視点から答申しているのか。 	<p>方法書以降の手続においては、知事が意見を述べる際には沖縄県環境影響評価審査会から意見を聴くことを条例に規定しています。</p> <p>審査会は知事の諮問機関であり、条例に基づくアセス手続に係る図書等について、技術的な事項に関する調査、審議を行っております。方法書では、調査、予測の手法等が適切であるかどうか、準備書では調査結果やその取りまとめ方、それに基づく予測の内容、評価の結果等が適切かどうかを審査し、知事に答申しています。</p>
<p>条例の改正時期について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、条例が改正されると、次回の改正はいつ頃になるのか。 	<p>条例そのものの改正は法の改正等を踏まえながら行うこととなりますので、次回の改正は10年後くらいになると考えますが、施行規則の改正や技術指針の見直しについては、それよりも短い期間での対応もあると思われます。</p>